

# 活かしてナンボの会計

## 融資を大きく変えた金融検査マニュアルの廃止

### ■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdnpcpa.or.jp> E-mail : [soumu@sdnpcpa.or.jp](mailto:soumu@sdnpcpa.or.jp))



### 1. 金融検査マニュアルの廃止

昨年9月に、金融庁から「金融検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方」(案)が1ヶ月間公表された後、パブリックコメントとして寄せられた意見を反映した上で、12月に「金融検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方」(以下、「本文書」とする。)が策定、公表された。

本文書は、「金融システムの安定化」と「金融仲介機能の発揮」の双方のバランスの取れた実現を目指すための今後の検査・監督の考え方と進め方を融資実務の観点から整理したものであり、従来の償却・引当において用いられていた旧検査マニュアル別表に基づく債務者区分を出発点として、現行の会計基準に則って、金融機関が自らの融資方針や債務者の実態等を踏まえ、認識している信用リスクをよりの確に融資実務に反映させるための道筋を示している。

したがって、本文書は、現状の実務を否定するものではないものの、今後の償却・引当方法については、各金融機関において自らの経営理念、経営戦略・方針、内部管理体制、融資方針やリスク管理等を踏まえた検討が求められる。

### 2. 金融検査マニュアルの導入の経緯

1998年秋に日本長期信用銀行が経営破たんし国有化されたこと等、当時の日本は、バブル崩壊後の金融機関の不良債権処理と金融システムの安定化が問題となっていた。

従来の償却・引当は、旧大蔵省検査局(以下、「当局」とする。)が実施していた資産査定及び償却証明制度が基礎となっており、当局の資産査定で回収不能又は無価値と証明された貸出債権等に係る損失額を会計上貸倒引当金として計上するとともに、税務上の損金算入が認められていた。当局が証明した損失額以上の貸倒引当金の計上は、税務上損金算入ができず、実務上は、当局の証明額を貸倒引当金として計上することとなっていた。また、貸倒となる事象が発生していない取引先に対する貸出債権については、法人税法における一般貸倒引当金の繰入率をすべての金融機関が一律に適用し、一般貸倒引当金として計上していた。

このような償却・引当方法では、金融機関の不良債権の的確な把握及びその備えである貸倒引当金が不足しているのではないか、さらには、自己資本比率の低下を防ぐため、損失計上を先送りしているのではないかと疑義が生じる結果となり、日本の金融システム全体に影響するシステムリスクまでささやかれる事態となった。

日本政府は、旧大蔵省から金融監督庁(現金融庁)に金融機関の監督・検査権限を移し、1999年に、金融監督庁の職員が金融機関を検査するにあたっての指針として金融検査マニュアルを公表した。このマニュアルは、検査においては、絶対的なルールとなり、その結果、金融機関の自己査定及び償却・引当を規定することとなっただけでなく、貸出先を格付けする等、融資実務を変貌させることとなった。

マニュアルの導入とそれに基づく検査の実施により、各金融機関の自己査定手続は、裁量の余地が少ない一律のものとなり、貸倒となる事象が生じている債権を不良債権として把握する方法は統一され、償却・引当制度の客観性が担保されることとなった。

### 3. 廃止の背景

マニュアルに沿った自己査定手続が定着することにより「金融システムの安定化」は達成されたものの、金融機関に形式主義が蔓延し、「金融仲介機能の発揮」が疎かになっている実態が問題となってきた。金融機関の本来の業務は、預金を集めて貸出を実行し、その利鞘で収益を上げることであるにもかかわらず、徹底したマニュアル化は、貸出先の将来性やビジネスモデルを評価せず、過去の結果である決算数値のみを判断基準とし、各貸出先の問題点の根本原因の解明や改善策等を提言する役割を事実上放棄することとなったとの指摘がなされるようになった。

このような弊害をなくすため、融資審査では、事業性評価が重視され始めたが、自己査定においても金融機関の自主性に委ねる余地を増やし、かつ、発生損失型から予想信用損失型の償却・引当方法に変更するために、金融検査マニュアルは廃止されることとなった。